

令和7年度千葉県放課後児童支援員等研修事業の業務委託に係る  
企画提案募集要項

1 事業概要

(1) 委託業務名

「令和7年度千葉県放課後児童支援員等研修事業」(以下、本事業という。)

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

(3) 委託料

30,662,500円(消費税及び地方消費税を含む)を上限額とします。

(この業務委託契約は、令和7年度千葉県歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和7年4月1日以降に締結します。)

(4) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、千葉県の委託事業として実施します。

(5) 本事業の目的及び内容

「令和7年度千葉県放課後児童支援員等研修事業 業務委託仕様書」のとおり

2 応募資格

次の(1)～(7)の全てに該当する法人、団体等とします。

- (1) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること
- (2) 事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること
- (3) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理体制を有していること
- (4) 事業を実施する上で必要となる協議等の措置を適切、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)、または政党を推薦、支持、反対する事を目的とした団体ではないこと
- (7) 暴力団ではないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

### 3 応募方法等

#### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 企画提案の概要（任意様式）  
本事業を取り巻く現状・課題及びこれらに対する認識、昨今の児童福祉に関する問題（不適切保育・保育事故等）及びその対応方法についてどのように考え研修に組み入れるか、実施方針、契約日から事業終了までの具体的なスケジュール等
- ③ 企画提案の詳細（任意様式）  
講義・演習の内容とねらい、演習の実施方法、講師の選定方法・理由、修了確認・評価の方法、個人情報取り扱いについて等
- ④ 企画提案の特徴（任意様式）  
研修の特徴、日程・会場の設定方針、その他工夫した点等
- ⑤ 実施体制（様式第2号）
- ⑥ 経費見積書（様式第3号）
- ⑦ 団体概要（様式第4号）
- ⑧ 類似の主な研修実績（様式第5号）
- ⑨ 団体の目的等についての確認書（様式第6号）

※紙で提出する際は、書類はすべてA4サイズに統一し、上記の順番通りとすること

※様式第1～5号に関しては、メールでの提出も可

（全てをPDFにし1ファイルにまとめたものとする。）

※法人の定款、前事業年度の収支決算書、パンフレット等を添付

- (2) 提出部数：正本1部 副本10部
- (3) 提出期限：令和7年2月17日（月）午後5時（必着）まで
- (4) 受付時間：午前9時～午後5時（ただし、土日祝日を除く。）
- (5) 提出方法：持参又は郵送（最終日午後5時必着）

### 4 選定方法

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング（日時及び場所は別途通知）を行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者とします。

なお、審査は非公開で実施します。

## 5 審査基準

審査にあたっては、以下の観点から総合的に評価、選考します。

なお、審査に関する異議には一切応じません。

審査項目	審査基準	
事業の 的確さ、 有効性	1	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか
	2	目的を達成できるようなスケジュールや講師の人選となっているか (都道府県等認定資格研修講師養成研修を受講した者が講師に含まれているか)
	3	演習が的確に組み込まれているか
	4	研修の修了評価に係る確認を的確に行えるようになっているか
	5	受講生に配慮した運営を心がけているか (受講日の変更等に柔軟に対応できるか、受講生の実費負担が過度でないか、オンライン研修(ライブ形式)及びe-ラーニング研修の実施等)
事業の 実現性	6	事業の実施体制は十分か
	7	経費の積算根拠や内訳は適切か、算定金額は妥当か
専門性	8	放課後児童健全育成事業の現状や課題についての的確な認識や豊富な知識を有しているか
	9	昨今の児童福祉に関する問題を把握し、柔軟に研修に取り入れる体制を有しているか(特に性的虐待防止について研修に取り入れる体制を有しているか)
実績	10	同種又は類似の研修事業の実績を豊富に有しているか
組織の 安定性	11	安定的な事業運営ができる組織や体制、協力者や協力団体、財政基盤があるか

## 6 選定結果

- (1) 選定結果は書面にて通知します。
- (2) 選定結果の問い合わせについては一切対応しません。
- (3) 選定結果は県の情報公開の観点から県ホームページに掲載します。

## 7 契約

- (1) 受託候補者として選定された団体と内容、経費等について再度調整を行った上で、予算の範囲内で委託契約を締結します。
- (2) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金(契約金額の100分の10以上)

を納付していただきます。なお、契約保証金の納付が免除される場合があります。

- (3) 受託者は、受託者が行う業務の全部を第三者に再委託することはできません。

## 8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、選定委員会が失格であると認めた場合

## 9 その他の留意事項

- (1) 選定委員会において選定されても、受託候補者として内定したものであり、委託契約をもって正式決定となります。
- (2) 企画提案にかかる費用は、全て応募者負担となります。
- (3) 提出書類等は、提出後の差替、修正等は原則として認めません。また、審査後にこれを返却することはありません。
- (4) 提出書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が企画提案について報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本要項に定めるもののほか、企画提案に必要な事項は、県が定めます。

## 10 問い合わせ先・提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援班

TEL：043-223-2317

FAX：043-222-9939

E-mail：kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp